

一、交渉状況及解決条件

(1) 本月十三日右一時三十分争議団代表者ハ工場主ト會見シ

一、賃銀日給増工四枚ヲ十錢値上スルコト

二、臨時休業二日迄ハ半額トシ三日目ヨリ金額支給スルコト

三、残業手當二分支給スルコト

四、健康保険工場主四分ノ三トシ従業員四分ノ一負担トス

五、昼休一時間其ノ他午前午後十分宛トス

六、年套月三足、マスク二個、洗濯圍缺支給スルコト

争議費用一封

以上ヲ内容トスル契約書ヲ作成セルカ項ノ争議費用ノ全

港封ヲ呈示セルニ内容二十日ナリシニヨリ職工代表ハ意外

ナリトシ工場主ニ再考ヲ促シ引揚ケタリ

(2) 翌十四日ヨリ引續キ交渉ノ折衝ヲ重ホタル結果叙上争議費

用ニ對シ争議団側ハ四十日支給ヲ主張セルモ工場主ハ二十

日説ヲ採リ譲ラザリシカ遂ニ工場主ニ於テ金額拾五日ヲ給

與スルコト、ナリ職工側ニ於テモ之ヲ承認シ十五日右六時

ニ至リ圓滿解決ヲ告ケタリ

前記ノ如ク互譲解決ニ依リ翌十六日ヨリ就業スルコト、ナリタ

ルカ工場主、都合ニヨリ二日間休業シ十八日ヨリ作業繼續セリ

右及申(通)報候也